

## 知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

### 自己負担割合が引き上げられます

日々寒くなってきました。この時期できるだけ出費をおさえないのに、季節の変わり目で風邪をひきやすいですね。予定外の医療費がかかります。体調管理に気をつけたいですね。

本日も健康保険の改正についてお話しします。日本は国民全員が公的医療保険（健康保険・国民健康保険など）に加入するという制度が成立しています。生まれてから死ぬまで医療保険に加入しているから、窓口で一部負担金を支払うことで、公平に治療を受けることができるわけです。逆に言えば、一生医療保険のための保険料がかかるわけです。もちろん健康保険加入者の扶養にはいることができれば、支払いの必要はありません。ラインは 60 歳以上の場合、年収入（課税前）180 万円です。会社員として長年厚生年金に加入されると、老齢年金の額が大きいので扶養に入れにくいことが多いです。自分の年金額をチェックするとき、このことも頭に入れておいてください。

### 高齢者（70 歳以上）の医療費の自己負担割合が 2 段階で改正

（政府管掌健康保険）

#### 現役並み所得高齢者の窓口負担が 3 割になります（平成 18 年 10 月実施）

今回の対象者は 70 歳以上の高齢者です。健康保険に加入している場合、月収 28 万円以上、課税所得 145 万円以上の人とその扶養者。国民健康保険に加入している場合、個人住民税課税所得 145 万円以上の人と 1 人以上いる世帯で収入合計 1 人世帯 383 万円、2 人世帯 520 万円以上に該当する人です。今まで窓口負担は 2 割でしたが、改正により 3 割となり、一般の加入者と同じになりました。75 歳以上になっても窓口負担割合は少なくなりません。

#### 一般所得の高齢者の窓口負担が 2 割になります（平成 20 年 4 月実施）

対象者は 70 歳以上 74 歳以下の高齢者で、上記の平成 18 年 10 月の改正の対象者にならなかった人（低所得者をのぞく）です。今まで窓口負担は 1 割でしたが、改正により 2 割となります。75 歳になると 1 割負担になります。今回の改正で対象にならない低所得者とは、市町村民税が非課税の人または、医療費が高額のため払い戻しがあり（高額医療費の支給）生活保護の対象者とならない人とその扶養者です。大部分の方が自己負担割合アップの対象です。再来年、窓口で請求額を見てびっくり！ということがないように、おぼえておいてくださいね。

健康保険の改正について 3 回お話しさせていただきました。次回は年金について「基礎の基礎」をわかりやすく解説したいと思います。ぜひ読んでくださいね。